

沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7） 仕様書

1 委託業務名

沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7）

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

3 業務目的

沖縄鉄軌道については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会の実現等の観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組むこととしている。

本業務は、過年度算定した費用便益比の再算定業務（2カ年計画の1年目※）であり、『沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成30年5月）』のルート（C派生案：58号、330号ルート）を基本に、調査を行うものである。

※ 令和8年度は、有識者による検討会を開催し、令和7年度に算定した費用便益比の考え方について意見を得る予定としている。

【参考】

これまで、県の算出したB/Cは、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（国土交通省鉄道局）をもとに、貨幣換算の手法が比較的確立されている項目を対象に算定されている。

利用者への効果・影響：所要時間短縮効果、費用縮減効果
供給者への効果・影響：事業者収益、競合事業者収益
社会全体への効果・影響：道路交通混雑緩和効果、道路交通事故削減効果、環境改善効果
その後、令和5年度から6年度にかけては、費用便益比の向上に繋がる便益項目の調査を行い、以下の便益項目について確認しているところである。
令和5年度から6年度業務で確認した便益項目
①雨天時の便益、②観光客の滞在増加便益、③応用都市経済モデル（CUE）便益、④土地区画整理事業等の面整備の便益

4 業務内容

（1）前提条件等の整理

上位関連計画や過年度調査結果等をもとに、沖縄鉄軌道導入の前提条件を整理する。

- 令和4年の沖縄振興特別措置法の改正及び、これに伴い策定された沖縄振興基本方針や沖縄振興計画、沖縄県総合交通体系基本計画、鉄軌道の構想段階における計画書等の上位関連計画について、関連事項を把握・整理する。
- 沖縄県が実施した沖縄鉄軌道関連の過年度調査を確認・整理するとともに、鉄軌道沿線における最新の基地跡地利用等の開発動向・まちづくりの状況等について把握・整理する。

（2）沖縄鉄軌道の導入方針の再整理

① 沿線動向等の把握・整理

（1）及び最新情報をもとに、沖縄鉄軌道の構想段階における計画書に位置付けられた導入ルート（C派生案）に関連する動向について把握・整理する。

- 将来像や交通体系、沿線地域づくり、基地跡地利用等の開発計画等の動向
- R5 中南部都市圏PT調査結果・交通手段分担、県外来訪者、インバウンドの動向等

② 沖縄鉄軌道の導入方針の再整理

(1) 及び (2) ①を踏まえ、導入方針の再整理（時点更新等）を行う。

(3) 導入の方向性検討

① 結節点の設置方針の検討

(2) ②で再整理した沖縄鉄軌道の導入方針を踏まえ、沖縄鉄軌道の効果を引き出すための結節点の配置方針（起終点、結節点間距離等）について検討を行う。

② 導入の方向性等の検討

(3) ①を踏まえ、導入ルート（C派生案）について、鉄軌道導入の方向性を検討する。

検討ケース（案）

検討ケース	那覇市・宜野湾市	宜野湾市・沖縄市	沖縄市・名護市
ケース①	国道 58 号	北谷町経由	恩納村経由
ケース②	国道 330 号	北谷町経由	恩納村経由

ア 導入システムの比較及び選定

過年度成果等を踏まえて導入システムを整理・比較し、想定される交通システムを選定する。（構想段階においては、小型の交通システムを想定）

イ 導入空間及び路線計画、配線計画、運行計画等に関する過年度成果の精査及び検討

過年度調査や（3）①で検討した結節点の設置方針、フィーダー交通やモノレール延伸の検討結果を踏まえ、平面・縦断線形の検討、結節位置・規模の検討、停車場計画（配線及び施設計画）を行う。検討精度は 1/10,000 程度を想定する。

また、路線計画及び配線路線計画及び運行計画の検討結果を踏まえ、車両基地の規模等を予め想定したうえで、車両基地の候補地を選定するとともに、車両基地計画（留置線、検査線、洗浄線、試走線、入出庫線、建物等）を行う。

(4) 整備効果等の検討

① 整備効果等の検討

ア 概略需要予測

(3) ②で検討した内容に基づき、ケース別に概略需要予測を行う。

この際、鉄軌道側への感度を確認するため、鉄軌道とフィーダー交通を一体的に整備した場合や、結節点周辺の開発動向やまちづくり、郊外部に P&R 駐車場が整備された場合など、ケース別の需要についても予測すること。

需要予測の結果を踏まえ、結節点に必要な規模・機能等についても、地域との連携構築等の観点から、地域特性等を考慮し、先進事例等を踏まえ、概略的に整理すること。

【予測条件】

- ・ 需要予測モデルは、現行の内閣府調査で構築されたモデルを適用
- ・ R5 中南部都市圏 PT 調査における OD 表を適用（予定）
- ・ 必要に応じて、最新の沿線開発等を考慮すること。

イ 整備効果の検討

各ケースについて、時間短縮効果や沿線地域づくりへの効果等、沖縄鉄軌道整備による効果を、沖縄鉄軌道の構想段階における計画案づくりテクニカルレポート、過年度調査結果、ア 概略需要予測結果等を踏まえ、多面的な観点から、複数の整備効果を精査する。

ウ 便益の概略検討

鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012 年改訂版、2025 年 3 月一部変更）及び令和 6 年度調査において検討された便益項目及び算定手法をもとに、ケースごとに鉄軌道整備による便益を算定する。

この際、鉄軌道側への感度を確認するため、鉄軌道とフィーダー交通を一体的に整備した場合、結節点周辺の開発動向やまちづくり、郊外部に P&R 駐車場が整備された場合など、ケース別の便益についても予測すること。

② 事業性等の検討

ア 概算事業費の算出

これまでの検討結果や過年度成果を踏まえ、開業までの概略工事工程を作成するとともに、年度毎に概算事業費の算出を行う。概算事業費は各費目の工事数量等を算出し、工事単価等を乗ずることによって算出を行うものとする。工事単価等の設定にあたっては、近年の鉄軌道整備事例を参考とし、沖縄県の建設労働者賃金（人件費）や建設資材価格、土地価格、設備調達価格等を踏まえるものとする。

イ 鉄軌道整備制度の検討

沖縄鉄軌道の整備制度に関する国の検討状況を整理・把握するとともに、鉄軌道整備の実現のために活用可能な助成制度や適用条件等、早期事業化を実現するための事業手法等の検討、最新のインフラ整備に関する動向など、多面的な視点で検討を行う。

ウ 収支採算性の検討

これまでの検討結果をもとに、各ケースについて収支採算性を検討する。

この際、鉄軌道側への感度を確認するため、鉄軌道とフィーダー交通を一体的に整備した場合、結節点周辺の開発動向やまちづくり、郊外部に P&R 駐車場が整備された場合など、ケース別の収支採算性についても予測すること。

- ・ 収支採算性の前提条件として、様々な整備・運営方式及び事業主体についても検討を行う。
- ・ 鉄軌道整備に関する財政支援スキームを想定し、損益収支及び資金収支の検討を行う。検討にあたっては、上下一体方式、上下分離方式について検討を行う。
- ・ 採算性が確保することが困難な場合については、感度分析として採算性確保に必要な無償資金の算出を行う。

エ 事業性の検討

これまでの検討結果をもとに、各ケースについて事業性を検討する。なお、便益項目は鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012 年改訂版、2025 年 3 月一部変更）及び令和 6 年度調査を踏まえて検討する。

この際、鉄軌道側への感度を確認するため、鉄軌道とフィーダー交通を一体的に整備した場合、結節点周辺の開発動向やまちづくり、郊外部に P&R 駐車場が整備された場合など、ケース別の事業性についても予測すること。

（５）沖縄鉄軌道導入効果（仮称・素案）のまとめ

これまでの検討結果を踏まえて、総合的評価の観点に基づき、沖縄鉄軌道導入効果（素案）として下記の内容について整理する。なお、過年度に取りまとめられた鉄軌道に関する構想段階における報告書の内容についても確認するものとして、総合的評価の観点から沖縄鉄軌道の導入効果について整理すること。

まとめにあたり、基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図・表など、根拠資料についてもとりまとめること。

- | | | |
|--|--|---|
| 〔 | 沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成 30 年 5 月）
沖縄鉄軌道の構想段階における計画案づくりテクニカルレポート（平成 30 年 3 月） | 〕 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 沖縄鉄軌道の位置づけ（交通体系、地域づくり、開発計画等との関わり）・ 位置づけや整備効果等を踏まえた事業手法等の方向性検討・ 鉄軌道の早期事業化に向けた事業手法等の検討 等 | | |

5 本業務に係る提供資料

本業務を履行するために必要な関連報告書については、貸与するものとする。

6 進捗確認

- ・ 別業務『沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R7）』（以下、関連業務）と関係性が大きいため、密に情報共有を行うこと。
- ・ 本業務を円滑に履行するため、関連業務も交え、月1回程度は打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。打ち合わせの内容は打合せ簿を作成し、県の確認を得ること。
- ・ 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。

7 成果品

- ・ 本業務の成果品は次のとおりとする。
報告書：2部（A4版縦カラー）
概要版：2部（A4版横で概要版、公表版を作成）
電子データ：1部（CD-R 又は DVD-R）
その他担当職員から指示のあったもの

8 再委託の制限等

（1）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

（2）再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力および集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 特記事項

- （1）本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。特に、仕様書内で記載のない調査の精度や、取りまとめ内容等については、県や国の過年度報告書内の取り扱いを事前確認し、内容等を整理した上で、取り決めるものとする。
- （2）本業務を遂行するにあたり、知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。

- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。